平成２１年（フ）第５９０号
大津市北比良958番地の３　グループホーム夢の木苑、前住所大津市蓮池町10番40号
債務者　奥村　君代
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９８号
大津市石場10番８号　みゆき荘１号、前住所大津市和邇北浜622番地の88
債務者　二神　康三
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６１０号
滋賀県甲賀市水口町北脇700番地
債務者　田中　真澄
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４号
兵庫県揖保郡太子町立岡153番地１
債務者　中満　純子
1　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第５７号
奈良県五條市丹原町806番地
債務者　小家　利恵
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第５８号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本1010―227、住民票上の住所奈良県吉野郡大淀町大字土田507番地の302
債務者　田川　隆彦
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第５９号
奈良県五條市島野町122番地、住民票上の住所奈良県吉野郡大淀町大字土田458番地の35
債務者　中西　康文
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第１７１号
鳥取県境港市朝日町68番地
債務者　鳥居　一正
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１４１号
岡山市南区福成１丁目177番地27、前住所岡山県赤磐市桜が丘西４丁目７番17号
債務者　黒﨑　英範
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９７０号
広島市南区丹那町43番15号
債務者　曽根紀美子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４００号
広島市佐伯区吉見園21番11―201号
債務者　綿井真理子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６０２号
広島市安佐北区口田南７丁目41番11号
債務者　寺西　広顕
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６０７号
広島県東広島市西条町下見461番地38
債務者　八山　訓之
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６０８号
広島県東広島市西条町下見461番地38
債務者　八山あつ子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６８号
広島市安芸区矢野東５丁目21番28―106号
債務者　大久保幸恵
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６８７号
広島県廿日市市対厳山１丁目11番11号
債務者　野村つるみ
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６９２号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5002番地の５
債務者　芝垣　研二
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６９６号
広島県東広島市八本松町飯田117番地
債務者　日南　昭二
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで　広島地方裁判所民事第４部